

- 同(五島虎雄君紹介) (第三九二七号)
 同(河野金昇君紹介) (第三九二八号)
 同(綾織繩三君紹介) (第三九二九号)
 同(佐々木更三君紹介) (第三九三〇号)
 同(佐竹新市君紹介) (第三九三一号)
 同(佐藤榮作君紹介) (第三九三二号)
 同(佐藤觀次郎君紹介) (第三九三三号)
 同(坂本泰良君紹介) (第三九三四号)
 同外一件(櫻井奎夫君紹介) (第三九三五号)
 同(櫻内義雄君紹介) (第三九三六号)
 同(齋藤靈三君紹介) (第三九三七号)
 同外一件(笛山茂太郎君紹介) (第三九三八号)
 同(須磨彌吉郎君紹介) (第三九三九号)
 同外一件(薩摩雄次君紹介) (第三九四〇号)
 同(志村茂治君紹介) (第三九四一號)
 同(重政誠之君紹介) (第三九四二號)
 同(島上善五郎君紹介) (第三九四三号)
 同外一件(下平正一君紹介) (第三九四四号)
 同(下川儀太郎君紹介) (第三九四五号)
 同(首藤新八君紹介) (第三九四六号)
 同(鈴木茂三郎君紹介) (第三九四九号)
 同(瀬戸山三男君紹介) (第三九四八号)
 同(田中伊三次君紹介) (第三九四九号)
 同外一件(田中武夫君紹介) (第三九五一号)
 同(田中誠之進君紹介) (第三九五〇号)
 同(田中寅太君紹介) (第三九五七号)
 同(永田亮一君紹介) (第三九七八号)
 同外一件(永井勝次郎君紹介) (第三九五九号)
 同(長井源君紹介) (第三九六〇号)
 同(田中龍夫君紹介) (第三九五一号)
 同(田中久雄君紹介) (第三九五二号)
 同(成田知巳君紹介) (第三九五三号)
 同(多賀谷貞松君紹介) (第三九五七号)
 同(高橋禎一君紹介) (第三九五九号)
 同(高橋等君紹介) (第三九六〇号)
 同外二件(高見三郎君紹介) (第三九六一号)
 同(竹山祐太郎君紹介) (第三九六二号)
 同(外一件橋兼次郎君紹介) (第三九六三号)
 同(塚原俊郎君紹介) (第三九六四号)
 同(辻元弘市君紹介) (第三九六五号)
 同(中村高一君紹介) (第三九六六号)
 同(堤康次郎君紹介) (第三九六七号)
 同(戸塚九一郎君紹介) (第三九六八号)
 同(渡海元三郎君紹介) (第三九六九号)
 同(平野三郎君紹介) (第三九九六号)
 同(廣川弘禪君紹介) (第三九九七号)
 同(福井順一君紹介) (第三九九八号)
 同(福井盛太君紹介) (第三九九九号)
 同(福田篤泰君紹介) (第四〇〇〇号)
 同(藤枝泉介君紹介) (第四〇〇一号)
 同(藤本捨助君紹介) (第四〇〇二号)
 同(古井喜實君紹介) (第四〇〇三号)
 同(古島義英君紹介) (第四〇〇四号)
 同(吉尾貞雄君紹介) (第四〇〇五号)
 同(横山利秋君紹介) (第四〇〇三号)
 同外一件(早稻田柳右二門君紹介) (第四〇〇七号)
 同(中原健次君紹介) (第三九七四号)
 同外一件(細追兼光君紹介) (第四〇〇八号)
 同(中村梅吉君紹介) (第三九七五号)
 同(本名武君紹介) (第四〇〇九号)
 同(牧野良三君紹介) (第四〇一〇号)
 同(正木清君紹介) (第四〇一一号)
 同(松浦周太郎君紹介) (第四〇一二号)
 同(竹尾式君紹介) (第四〇四二号)

健康保険法等の一部改正に関する請

願(松尾トシ子君紹介) (第四〇一三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員の追加選任

同(並木芳雄君紹介) (第三九八二号)
 同(松原喜之次君紹介) (第四〇一四号)

号)

同(丹羽兵助君紹介) (第三九八四号)
 同(西村力弥君紹介) (第三九八五号)
 同(野澤清人君紹介) (第三九八六号)
 同(芳賀貢君紹介) (第三九八七号)
 同(野田武夫君紹介) (第三九八八号)
 同(長谷川四郎君紹介) (第三九九〇号)

号)

同(高橋禎一君紹介) (第三九五九号)
 同(濱地文平君紹介) (第三九九一号)
 同(濱野清吾君紹介) (第三九九二号)
 同外一件(原茂君紹介) (第三九九三号)
 同(原彪君紹介) (第三九九四号)
 同(平塚常次郎君紹介) (第三九九五号)

号)

同(村上勇君紹介) (第四〇一九号)
 同(森清君紹介) (第四〇二〇号)

号)

同(森山欽司君紹介) (第四〇二二号)
 同(八百板正君紹介) (第四〇二三号)
 同外一件(安平鹿一君紹介) (第四〇二三号)

号)

同(山崎始男君紹介) (第四〇二四号)
 同(山下春江君紹介) (第四〇二五号)

号)

同(山中貞則君紹介) (第四〇二六号)
 同(山花秀雄君紹介) (第四〇二七号)

号)

同(山本幸一君紹介) (第四〇二八号)
 同(山本正一君紹介) (第四〇二九号)

号)

同(山本利壽君紹介) (第四〇三〇号)
 同(横井利太郎君紹介) (第四〇三一号)

号)

同(横川重次君紹介) (第四〇三二号)
 同(横路節雄君紹介) (第四〇三三号)

号)

同(渡邊良夫君紹介) (第四〇三五号)
 同(横山利秋君紹介) (第四〇三四号)

号)

同(早稻田柳右二門君紹介) (第四〇三六号)
 ○中村委員長 この際、小委員の追加選任の件についてお諮り申し上げます。医療機関に関する小委員会の小委員の数は、現在八名となつておりますが、これに一名追加して九名となし、その小委員の選任につきましては、委員長より指名するに御異議ございませんか。「異議なし」と呼ぶ者あり」

は「覚せい剤原料取扱者」と「覚せい剤研究者」とあるのは「覚せい剤原料研究者」と第四条第二項、第十条第一項及び第二項並びに第十一項中「病院若しくは診療所」とあり、第十二条第二項中「病院又は診療所」とあるのは「病院又は診療所」とあるのは「業務所」と第五条第一項中「当該施用機関の開設者」とあるのは「当該取扱者」と第六条中「その翌年」とあるのは「その指定の日から四年を経過した日の属する年」と第七条中「第九条」と第十条第一項中「前条」とあるのは「第三十条の四」と第十条第二項中「第八条第一項」とあるのは「第三十条の三第三項」と「医療法第二十九条(開設許可の取消及び閉鎖命令)」の規定による閉鎖命令の処分」とあるのは「第三十条の三第一項の規定による業務停止の処分」と第十条第三項中「業務停止期間、閉鎖期間」とあるのは「業務停止期間」とあるのは「住所又は業務所の名称」と「輸入及び輸出の制限及び禁止」。

第三十条の六 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を輸入してはならない。厚生大臣の許可を受けて、その業務のため覚せい剤原料を輸入する場合 又は覚せい剤原料取扱者が、厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けて、その業務のため覚せい剤原料を輸入する場合

二 薬事法第二十八条(医薬品等の輸入販売業)において準用する同法第二十六条第一項(医薬品輸入販売業者の登録)の規定により医薬品輸入販売業の登録を受けている者(以下「医薬品輸入販売業者」という)が、厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けて、その業務のため、同法に規定する医薬品(以下「医薬品」という)である覚せい剤原料を輸入する場合

四 薬事法第二十条第一項(薬局の登録)の規定により薬局の登録を受けている者(以下「薬局開設者」という)、医薬品販売業者、病院若しくは診療所の開設者と、医療法第五条第一項(往診医師等に関する特例)に規定する医師若しくは歯科医師(以下「往診医師等」という)又は家畜診療施設の開設者(往診又は畜診療施設の開設者)に規定する医師のみによって家畜の診療業者並びに薬事法第二十九条第一項(医薬品輸入販売業の登録)の規定により登録を受けている店舗を有する医薬品販売業者(以下「医薬品販売業者」という)が、厚生省令の定めるところにより厚生大臣の許可を受けて、その業務のため医薬品である覚せい剤原料を所持する場合

五 医薬品輸入販売業者が、その業務のため、前条第一項第二号に規定する厚生大臣の許可を受け輸入した医薬品である覚せい剤原料を所持する場合

六 薬局において調剤に從事する薬剤師、病院若しくは診療所の管理者、病院若しくは診療所において診療に從事する医師若しくは歯科医師又は家畜の診療に從事する獸医師に使用されるる覚せい剤原料を所持する場合

七 前各号に規定する者の業務上の補助者がその業務のため覚せい剤原料を所持する場合

八 郵便又は物の運送の業務に從事する者がその業務を行う必要上覚せい剤原料を所持する場合

九 病院若しくは診療所において業務のため、覚せい剤原料を輸入する場合

一号から第四号までに規定する者が、その業務又は研究のため、その相互の間において、覚せい剤原料を譲り渡し、又は譲り受けける場合

二 医薬品輸入販売業者が、その業務のため、第三十条の六第一項第二号(輸入の許可)に規定する厚生大臣の許可を受けて輸入した医薬品である覚せい剤原

料を所持する場合

三 病院若しくは診療所において診療に從事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は家畜の診療に從事する獸医師が施用のため医薬品である覚せい剤原料を交付する場合及び薬局開設者が医師、歯科医師又は獸医師の処方せんにより薬剤師が調剤した医薬品である覚せい剤原料を所持する場合

四 第三十条の七 第三十条の八 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を所持してはならない。

一 覚せい剤原料製造業者、覚せい剤製造業者又は医薬品製造業者がその業務のため覚せい剤原料を製造する場合

二 覚せい剤原料研究者又は覚せい剤研究者が研究のため覚せい剤原料を製造する場合

(譲渡及び譲受の制限及び禁止)

第三十条の九 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を譲り渡し、又は譲り受けける場合

(使用の禁止)

第三十条の十 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚せい剤原料を使用してはならない。

- これらのいずれかを含有する物。ただし、フェニルアセト酸として一〇%以下を含有する物を除く。
- 七 フェニルアセトアセトニトリル及びこれを含有する物。
- 八 フェニルアセト酸及びこれを含有する物。
- 九 覚せい剤の原料となる物であつて政令で定めるもの。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(施行規程)

- 2 この法律施行の際、現に、業務又は研究のため覚せい剤原料を使用している者は、現に所持している覚せい剤原料について、この法律施行の日から起算して三十日間は、引き続き当該業務又は研究に関し覚せい剤原料を使用することができる。この場合には、第三十条の七（所持の禁止）及び第三十条の十（使用的の禁止）の改正規定は、適用しない。

3

- この法律施行の際、現に、覚せい剤原料を所有している者は、この法律施行の日から三十日間は、その所有する覚せい剤原料を第三十条の七第一号から第四号までの改正規定に規定する者へ譲り渡すことができる。この場合には、同条及び第三十条の九（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の改正規定は適用しない。

4

- 前二項の場合には、当該覚せい剤原料を使用している者又は当該覚せい剤原料を所有している者の

- 業務上の補助者に対する対応では、当該覚せい剤原料につき、第三十条の七の改正規定は、適用しない。
- 七 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なにか従前の例による。
- 五 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なにか従前の例による。
- 六 厚生省設置法（昭和二十四年法律五百五十一号）の一部を次のよう改正する。
- 第五条第四十八号中「覚せい剤製造業者」の下に「、覚せい剤原料製造業者」を、「指定を取り消し、」の下に「覚せい剤製造業者及び覚せい剤原料製造業者について、業務の停止を命じ、」を加えて、「を許可すること」を及び「覚せい剤原料の輸入又は輸出を許可すること」に改める。
- 七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
- 別表第三第一号四十九中「又は覚せい剤研究者の指定」を「、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定」に改め、「事務等を行い」の下に「並びに覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者について」に改める。

- 八 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。
- （自衛隊法の一部改正）

- 早川崇君 それでは覚せい剤取締法の一部改正法案、四党共同提案になつておりまする法律案の提案理由の説明を申し上げたいと存ります。
- 覚醒剤の弊害を取り締らための法律改正は昨年実施されたのでござりますが、その後覚醒剤事犯の悪質化等が絶えませんので、このたび次の重要な二点にわたりまして、改正をいたしたいと存るのであります。
- 第一点は、罰則の強化でございます。昨年の改正のときに、覚せい剤取締法違反者に対する罰則は、いかなる理由でございましたか、あへん法並びに麻薬取締法よりも軽く刑罰が設けられていたのでござります。ところがその後の経験から申し上げますならば、その後の影響が大きいのでござります。なぜならば、ヘロイン、アヘンの場合には、精神分裂というものを起しませんが、覚醒剤中毒にかかりますと、精神

- 分裂を来たしまして、私の和歌山県に一例をとりましても、そのためにすでに一ヶ月間に三件、四件にわたる殺人事件が起つておる始末でござります。
- 従つて、この際罰則を少くとも麻薬取締法並びにあへん法並みに平等にするということが第一点であります。
- 第二の改正の要点は、現行法では、覚醒剤取締りといふことは実施しておりますが、これを製造する原料に関する改正です。
- 以上二点が改正の要点でございます。
- 以上二点が改正の要点でございます。
- 中村委員長 以上で趣旨の説明は終りました。
- なお本案に対する質疑その他につきましては後日に議ることといたします。

- 中村委員長 失業保険法の一部を改正する法律案及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の二法案を一括議題となし、質疑を継続いたしました。
- 横嶋重吉君 次に資格確認の件についてお尋ねをいたします。今度の改正の特徴は、従来は強制加入で、第六条規定をそのまま適用されただけであります。しかし北鮮系の朝鮮人であるということ

と、五トン未満のものと五トンから九トンまでのものとの災害比率は八倍、八分の一といふようなことになつておる。こういうところから、五トンで線を切つたような次第でござります。

○横井委員 五トンを基準といたされましたのは、考え方によつては、大体いいとは思ひますが、漁業の種類によつては、相当近距離であつても危険の多いところもあるし、あるいは遠距離であつても、比較的危険の少いところもある。しかも、人間の数からいうと、漁業の種類によつて、非常に遠方へ行つても少くない、沿岸であつても多いというように、漁業といふものは、非常に特殊性があるわけであつます。そこで五トンといふのは、少しトン数が多くて、三トンぐらいが妥当でないかというような見解もあるが、この点はどうですか。

○富樫(總)政府委員 ごもつともな御意見でございますが、五トン未満と申しますと、大体水産庁とも相談し、業界とも相談した線でござります。五トン未満の漁船の従業員につきましては、相当部分が家族従業者が乗つております。それで、本法によつて保護されます。一般的に労災保険の製造工場におきまして、従来もそうですが、先生のおつしやいましたように、未満の事業は、すべて任意適用になつておるわけであります。そこで、一応そういう線を引いたのであります。ですが、先生のおつしやいましたように、未満では、業界なり水産庁なりと連絡いたしまして、従来もそうやっておつたのであります。できるだけ任意適用、任意加入を勧めました

まして事態に善処して参りたい、こういうふうに考えます。

○横井委員 この五トンか三トンかといふことは、相當議論があるようになりますが、三トンを限度とすることが非常に叫ばれおりますので、将来なおよく研究していただきたいと思いま

す。

○富樫(總)政府委員 河川、湖沼といふのは非常に明瞭でございますので、河川ないし湖沼とか、平靜なところには適用するかせぬかという問題であつて「労働大臣の指定する水面」ということがうたつてあるのですが、平靜か平靜でないかという大体の見分け方、あなたの方のお考へはどういうところにあるのですか。

○富樫(總)政府委員 河川、湖沼といふのは非常に明瞭でございますので、河川ないし湖沼に準ずる限度の、きわめて制限された範囲内に指定していきたいと考えるわけであります。

○横井委員 労災法の適用を受けるのは三十トン未満であつて、あとは船員保険の方で適用する、こうしたこと�이りますが、その他の少いところという大臣の指定する水面として、現在一応考えておりますのは、東京湾だとか、私その方の専門家ではございませんが、水産庁なり海上保安庁と連絡いたしまして、そういう入り組んだ湾、これを大体考へておるわけであります。

○横井委員 そすると、あなたの方では、どの湾とか、どの海とかいうものを一々調べて、そういうものを指定されるわけであります。

○富樫(總)政府委員 この点につきましても、主として業界からの要望等もございまして、こういう彈力規定を設けたわけでありまして、一つ一つ関係方面と連絡し、過去の海難事故等の実績等をも参照し、かつ台風との関連なども勘案いたしまして、ここに労働大臣が指定する手続をとりたいというわけであります。

○横井委員 海といふものは、非常な特異性がありまして、今まで平靜であつても突風が吹いてくる、突風がある

ものですが、そういうようなことはどう考へておられますか。

二、三の取扱いになることは、私どもいかにも割り切れないような感じがいたしますが、先ほど申し上げました

船員につきましては、国際労働条約その他によりまして特殊の措置も講ずる。その特殊の措置を、一体国際的船員と国内的船員、漁夫との線をどこで引くかというようなことで、大局觀か情でございますので、この労働大臣の指定水面といふものは、河川ないし湖沼に準ずる限度の、きわめて制限された範囲内に指定していきたいと考えるわけでございます。

○横井委員 最近は、漁業そのものの性質が非常に変りまして、沿岸の漁業から外洋へ、外洋へと出でいく傾向がありますが、全體の法体系におきましてこの三十トンの線を、今日なお墨守していかどうかということは、今後における重要な検討の課題であると存じますが、全体の法体系におきまして、労災保険についてだけ特殊の線を立てる。従つて外洋へ、外洋へというの

ものは、将来大いに考へなければならぬと私は思つてあります。漁船といふものは、小さな伝馬船から大は三万トン級の大きな船がある。従つて、一トントン級で切るかということは非常にむずかしいと思う。そこで、現在の状態において、三十トンで切つたならば、一体どちらが得なんございますか。損得ということはおかしい言い方であります。被保険者の方からいえば、船員保険の適用を受けるのが得なれば、船員保険でいいのがいいのか、労災保険でいいのがいいのか、どちらがいいのか、損得ということはおかしい言い方であります。従つて三十トン以上の大きな漁船に乗つておる人も、船員と漁夫との二つにわかれている。そこで、漁夫と船員であつても、同じように現在は取扱われておる漁船の漁夫とどう違うのですか。同様のもので二様に取扱われるのだが、そのため二様に取扱われるのだが、その間の関係を一つ承りたい。

○富樫(總)政府委員 私どもいたしまして、この漁船関係、漁業の実態等につきましては、率直に申しますが、いわゆる船員保険の関係の方で扱うのがいいのか、漁船そのものを考えていくのがいいのかということは、よほど将来考へてもらわなければならぬと思うのですが、それに対するお考へを一つ承りたい。

○富樫(總)政府委員 この船員保険法と労災保険の間に、三十トンで線が引かれおるわけであります。そこで、一応そういう線を引いたのであります。ですが、先生のおつしやいましたように、この三十トンの切り方といふものは、非常に問題になると思うのですが、この点はどうお考へになりますか。

○富樫(總)政府委員 この船員保険法と労災保険の間に、三十トンで線が引かれおる、この三十トンの線の引き方といふものは、必ずしも労災保険の範囲から線が引かれておるということ、それがならないということ、昔から画一的に三十トンといふことができました。ただいま先生のおつしやいました行政との間に、どこかに線を引かなければならぬといふことで、昔から画一的に十分な知識経験がございません。ただ、近年災害が非常に起り、任意加入のものはよかつたのであります。それで、強制加入の声が業界方面からも出て参る、水産庁からも要望され、その境目における漁夫の扱いについて

たす所存でございます。現にこういう言葉は、船員保険法において同様の字義をもって同様の扱いにいたしておりますので、さような扱いにいたわけあります。

○横井委員 そういうような場合に、一応航行中と見られますか、全然航行中でなくて、停泊してある場合もあり得る。たとえば航海しておる場合に、非常にしき模様になつた、従つて母港でなく、その近所の湾内へ避難した。あの湾へ入れば非常に静かだから、あの湾へ入るというので、湾に入ったところが、湾に入りましたとしても、暴風だと非常に船がほんろざされ、従つて船の上で作業している者が、いつの間にか水にさらわれてなくなることが実際あり得るのです。その場合には航行中でなく、ほんとうに港に停泊しておるのでですから、そういう場合に、全然この適用を受けねとなると、非常に不合理なことになりますが、それはどうですか。

○富権(總)政府委員 その場合でも、事態によりまして、航行中の、岩壁付近にかかりをおろす、あるいは綱でつないでおつたものが切れて、とにかく岸から離れたというような場合は、これによって認定し得るのであります。しかし、岸にちゃんとひつづけておいて、なおかつほんろうされて転落して行方不明になつたというようなものは、多くの場合、この規定を待たずして、若干の日時にそりますし、本法もそういうふうにいたしておるのであります。もともとこの

三ヶ月における死亡の推定と申しますのは、民法上から申しますと、失踪宣告は三年でございます。民法の一一般原則に対しまして、きわめて特殊の例外の扱いでございますので、この例外の扱いをまれに考え得る、きわめてまれな事例にまで広範に広げることはいかが

かと、こういう立法の精神で、船員保險法もそうなつておるから、それに準じて本法案もさようにいたしたのであります。本法の運用におきましては、その事態々々に対処いたしまして、善く対処して参りたいと考えておるわけであ

○横井委員 そうしますと、今の航行中というのは非常に広義に解釈して、たとえば航海中にそういうような避難をして、避難港へ入つて停泊中であつても、そういう災害が起きた場合にはこの適用を受ける、そういうように非常な広義に解釈していいのですか。

○富権(總)政府委員 肇密に接岸し、いかりをおろし、綱をもつて岸壁のく

りにつけおつたものが切れて、とにかく岸から離れたというような場合など事実がある場合は別といたしまして、事実がある場合は別といたしまして、岸から離れたというような場合は、これによって認定し得るのであります。しかし、岸にちゃんとひつづけておいて、なおかつほんろうされて転落して行方不明になつたといいます。○横井委員 今のお話だと非常に不合理なことになりますが、それはどうですか。

○富権(總)政府委員 その場合は、確かに船に救われたというような場合は、その推定がくつがえされて、初期推定によつて事態が円満に扱われることが望ましいという面から、実際に運営におきましては、できるだけ広義に解釈した方が、遺族その他に対する便利でございますので、そういうことにしたいという所存でございます。が、理屈を申しますと、先ほど申しました理屈である。同時に消極的に申しますれば、波にさらわれて落ちた、そういう場合について、接岸地あるいは、これはあくまで「推定する」とあるのでございますから、後にそれに対する事実が出た場合は、その推定がくつがえされて、初めから生きておったという扱いになるわけでございます。従いまして、遺憾ながら、たとえば遺族補償あるいは葬祭料など給付済みの場合には、それの遣付を必要とするということになるわけであります。

○横井委員 大体私の聞くのは、それがくらいでございますが、とにかく漁業そのものの性格が、非常に不明確なものでございます。今の中間問題にしろ、あるいは船がつないでおるとか、動いておるとかいうようなことは、非常に不明確な場合が多い。従つて、この文字通りの解釈でもつて適用をしてもらふことを申し上げておきたいと思いま

す。それで、とにかく漁業の適用についてでは、十分一つ広義な解釈で適用をしていただきたい、こういふことを申し上げておきたいと思いま

す。これが出て参りますので、実際不明確な場合が多い。従つて、この文

字通りの解釈でもつて適用をしてもらふことを申し上げておきたいと思いま

す。そこから、三ヶ月間生死がわからぬ場合には、この法の適用を受けるのであります。三ヶ月後に、かりに、一

月が過ぎたときだけ適用を受けるというと、非常にややこしい手続きであります。それほど広義に解釈するようになると、漁業者は、水にさらわれることは幾らでもあるが、今の解決だと、これだけ除外され、いかりが切れたときだけ適用を受けるのですが、それはどうなんですか。

○富権(總)政府委員 そういうふうに事例にまで広範に広げることはいかが、かと、こういう立法の精神で、船員保險法もそうなつておるから、それに準じて本法案もさようにいたしたのであります。本法の運用におきましては、その事態々々に対処いたしまして、善く対処して参りたいと考えておるわけであ

ります。それから、三ヶ月間生死がわからぬ場合には、この法の適用を受けるのであります。三ヶ月後に、かりに、一月が過ぎたときだけ適用を受けるのですが、漁業者は、水にさらわれることは幾らでもあるが、今の解決だと、これだけ除外され、いかりが切れたときだけ適用を受けるのですが、それはどうなんですか。

○富権(總)政府委員 それから、三ヶ月間生死がわからぬ場合には、この法の適用を受けるのであります。三ヶ月後に、かりに、一月が過ぎたときだけ適用を受けるのですが、漁業者は、水にさらわれることは幾らでもあるが、今の解決だと、これだけ除外され、いかりが切れたときだけ適用を受けるのですが、それはどうなんですか。

○中村(英)委員 肉体労働者の求職の取扱いの問題ですが、現在労働省は、各県の知事や職業安定所長に對しての訓令によつて、肉体労働者の取扱いを

二種に分けたままです。これは、これら

のうち、どういう人をこの対象にす

るか、こういうことになると、思いま

す。いろいろ考え方があると思いま

○曾田政府委員 医療機關の状況につきまして、報告を命ぜられましたのであります。いかなる点について御質疑をお持ちでございますが、そのことをお聞きでございますが、そのことを十分につかみ切つておられませんので、ごく簡単に申し上げまして、また御質疑に応じてお答え申し上げるといふことがよろしいのではないかと思うのであります。

私ども、特に名をあげて報告を命ぜられました施設のうち、一つは国立の足利療養所でございます。足利療養所は、足利市の大沼田町にあります。もちろん結核療養所でございますが、ベッド数は三百十八、五月中一日平均の患者数は二百六十七名、これに対しまして職員が百名、そのうち医師が七名というようになっておる療養所でございます。この足利の療養所につきまして報告を求められた御趣旨は、最近足利の療養所におきまして、患者との間に若干の紛争がございましたので、おそらくその状況を御報告申し上げるように調査を命ぜられたものと存ずるのであります。六月十六日に患者大会が開かれまして、所長の退陣を含む十四項目の要求決議があり、その決議文を所長に交付いたしました。このことは、私どももあざいました。このことは、私どももあとになって知つたわけであります。その要求の内容につきましては、御質問がありますればまた詳細に申し上げま

すが、外科医による手術を行なつてもらいたい、手術の件数がこの療養所においては少いというようなこととか、御質疑に応じてお答え申し上げるといふことがよろしいのではないかと思うのであります。

私ども、特に名をあげて報告を命ぜられました施設のうち、一つは外気会を廢止しないでもらいたい、浴場をもうと増設してほしい、洗濯をもっと徹底的に頻繁にやつてもらいたいといふことがあります。あるいは残飯が出ておるはずであるが、その残飯の処理によつて得られる収入のうち、患者に少し分配してもらいたいというようなこと、それから先ほど申しましたように所長の退陣を要求するというようなこと、十四項目を伝えて参ったのであります。

六月十八日に施設側としては、所長が七名というようになっておる療養所でござります。この足利の療養所にはいろいろ考究するということで、この検討をいたしました結果を患者側に回答いたしました。その間、患者はその回答書を見まして、これでは誠意が足りないというふうに言い張りました。直ちに二十名の患者がすわり込みをして、直ちに二十名の患者がすわり込みをされた患者は、大体二時間ずつ交代ですわっておったというふうに聞いております。

六月十九日に、地元関係の県会議員あるいは衆議院議員の方がいろいろ調停し、他方患者説得といふことも試みられ、また施設側に対しても、できるだけ早く問題を解決するために、譲歩できるものは譲歩するよう考慮してほしかるというような御意見が伝えられたのであります。施設側としましては、いかなる点を御報告申し上げれば全患者に給与貸与をいたしております。その所長退陣というような問題及び残飯の処理の問題が特に中心となつて、いまだに問題がくすぶつておるようになります。

大体この足利の問題につきましては、いかなる点を御報告申し上げれば全患者に給与貸与をいたしておるようになりますが、今日におきましては、この所長退陣というような問題及び残飯の処理の問題が特に中心となつて、いまだに問題がくすぶつておるようになります。

それから寝具の設備も、原則として別な人たちに——業者と申していいかと思うのであります。が、その残飯を貢い取る者を所内に入れまして、それに残飯を出でないといふことを申しておるのですが、それと同時に患者自身が残飯を集め始めまして、外部の特別な人たちは——業者と申していいかと思うのであります。が、その残飯を貢い取る者を所内に入れまして、それに残飯を出でないといふことを申しておる

るというので、その中止方を申し出てもらいたい、手術の件数がこの療養所においては少いというようなこととか、あるいは面会所を作つてくれ、外気会を廃止しないでもらいたい、浴場をもうと増設してほしい、洗濯をもっと徹底的に頻繁にやつてもらいたいといふことがあります。

二十日になりましたして、また新たに衆議院、参議院の地元に關係の先生がお見えになりまして、いずれにしても、このような事態を長く続けることは、患者のためにも、また所のためにも適当でないというようなことで、所としても患者の要望をいれられるものはないけれども、その仲介があり、一方患者に対しては、すわり込みは何としても中止すべきだというような御勧告がありました。同日の夕刻すわり込みが廃止されたというような状況でございました。

その後、この二十日に回答いたしました所の意見について、その具体的な実施方法を、さらにこまかく折衝したところを患者が申し出て参りました。六月二十八日に、患者といろいろ話合ひをいたしたというようなことでございましたが、その際に、特に残飯問題については、患者としては要求を引き下げるというような話であったそな状況でございます。

それから寝具の設備も、原則として別な人たちに——業者と申していいかと思うのであります。が、その残飯を貢い取る者を所内に入れまして、それに残飯を出でないといふことを申しておる。その所長退陣というような問題及び残飯の処理の問題が特に中心となつて、いまだに問題がくすぶつておるようになります。

それから診療費の負担状況は、社会保険が、入院患者といたしまして四・七%、外来は三八%，生活保護法は、入院が三四・八%、外来は六・六%、自費は入院におきまして一九・一%、外来は五四・四%，そのほか、わずかであります。が、減免等の患者が一%程度、入院においても外来においてもあ

るといふことですござります。

この国府台病院の一つの特徴は、先ほど申し上げましたように、一般病院と精神病院との両方の性格を持つておるのであります。が、あまり国立病院の中では、かよくなだぐいのものはた

もわかりますけれども、収入は大体これを見ますと、人件費が千八百八十八万円となつております。それから医療費が七百九十二万円、患者費というのがございまして、これは食費その他と思ひますけれども、千五百八十八万円ばかり、管理費というのが二千九十一万円、減価償却費が六百二十二万九千円——管理費、減価償却といふのが相当大きく見込んであるわけございま

す。そこで、こういうふうに赤字が多い原因として、私どもが見て感じますことは、負債が非常に多いということでありまして、負債の合計は、この中には仮預金等も入っております。けれども、五千八百四十万円あります。この中に、銀行から借りておるものばかりでなく、個人から相当高利の金を借りておる。個人融資の中に、これは理書者の関係者がら借りておるのございませんけれども、月五分といふのがあります。こういう金を借りておりましても、入院料が高いのか安いか知りませんけれども、これで赤字が出てくるのが当ります。どういふのがあります。そこで、理事者の間で、いろいろな投書が書いてきておるようになります。そこで、現在負債の整理状況といつておられます。

その院長に対する不満でありますけれども、患者が書いてきておるようなことが事実とすると、院長は、はなはだ氣の毒だけれども、けしからぬといふことになります。そういう点について、厚生省側では、おそらく同じような投書が行つてあると思いますから、

おるのでございます。ところが、理事者の方に言わせますと、こういう問題が新聞に出で、患者さんも従事員も少しだけ騒いだものですから、銀行がこわがつて貸さないということがございまして、借りかえがちょっと困難になつておられますけれども、現在、重ねて都庁が行つて、いろいろ調べましたり指導いたしておりますので、何とか一つこれをつぶさないで、負債をもう少し安く返すよう利益下げで整理をいたしまして、本来の目的が達せられるよういたしたいと思います。なお経営につきましても、注意をしたいよ

うな点がござりますから、そういう点をはつきりさせたいと思っているよう

次第でございます。いずれまた東京都で現在監査しております結果がわかりますと、解説がつきましたならば、次これを許します。岡本隆一君

○岡本委員 足利療養所であります。たくさんの患者から手紙が参りましたが、質疑の通告がありますので、順次これを許します。岡本隆一君

○中村委員 説明はこれで終りますたが、質疑の通告がありますので、順次これを許します。岡本隆一君

○會田政府委員 私どものところにあります。それを分類していきますと、一番大きなのは院長の問題、それから外科医がおらないということ、その次には患者の待遇問題でございま

す。

その院長に対する不満でありますけれども、患者が書いてきておるようなことが事実とすると、院長は、はなはだ氣の毒だけれども、けしからぬといふことになります。そういう点について、厚生省側では、おそらく同じような投書が行つてあると思いますから、

おるのでございます。ところが、理事者の方に言わせますと、こういう問題が新聞に出で、患者さんも従事員も少しだけ騒いだものですから、銀行がこわがつて貸さないということがございまして、借りかえがちょっと困難になつておられますけれども、現在、重ねて都庁が行つて、いろいろ調べましたり指導いたしておりますので、何とか一つこれをつぶさないで、負債をもう少し安く返すよう利益下げで整理をいたしまして、本来の目的が達せられるよういたしたいと思います。なお経営につきましても、注意をしたいよ

うな点がござりますから、そういう点をはつきりさせたいと思っているよう

次第でございます。いずれまた東京都で現在監査しております結果がわかりますと、解説がつきましたならば、次これを許します。岡本隆一君

○岡本委員 足利療養所であります。たくさんの患者から手紙が参りましたが、質疑の通告がありますので、順次これを許します。岡本隆一君

○會田政府委員 私どものところにあります。それを分類していきますと、一番大きなのは院長の問題、それから外科医がおらないこと、その次には患者の待遇問題でございま

す。

その院長に対する不満でありますけれども、患者が書いてきておるようなことが事実とすると、院長は、はなはだ氣の毒だけれども、けしからぬといふことになります。そういう点について、厚生省側では、おそらく同じような投書が行つてあると思いますから、

おるのでございます。ところが、理事者の方に言わせますと、こういう問題が新聞に出で、患者さんも従事員も少しだけ騒いだものですから、銀行がこわがつて貸さないということがございまして、借りかえがちょっと困難になつておられますけれども、現在、重ねて都庁が行つて、いろいろ調べましたり指導いたしておりますので、何とか一つこれをつぶさないで、負債をもう少し安く返すよう利益下げで整理をいたしまして、本来の目的が達せられるよういたしたいと思います。なお経営につきましても、注意をしたいよ

うな点がござりますから、そういう点をはつきりさせたいと思っているよう

核療養所と一般の病院について出して
もらいたい。従つて、計十二になりま
す。これを至急にしていただきたい
と思います。これで私たち検討をして
みたいと思います。

これで質問を打ち切つておきま
す。これで私は質問を打ち切つておきま
す。

○中村委員長 長谷川保君。

○長谷川(保)委員 今日の説明により
ますと、御承知のように久我山病院及
び生光会等は、社会福祉法人である。

社会福祉法人であれば、社会局長がい
なければならぬはずだ。しかも、今
日の説明によりますと、これは社会局
でお調べになつた、その社会局長がい
なくなつたということはどういうわけ
ですか。先ほど来、実は委員部の方に
お願ひして、探してもらつたが、行方
不明だ。こういう無責任な話はない。
みずから調査して、われわれが質問の
順番を待つておるのに、その責任者が
いなくなるということは、一体どうい
うことです。私は、本日は社会局長が
おりませんから、質問をいたしませ
ん。委員長におかれまして、どうかこ
のような無責任な議員をばかにいた
しました態度のないよう、厚生大臣
の方に厳重に申し入れをしていただき
たい。このことをお願ひいたしまして、今日は
これでやめておきます。

○中村委員長 お答えいたします。私
も、さつき席をはずしまして、帰つ
くるものと思っておつたのです。とこ
とを特にお願いいたしまして、今日は
これでやめおきます。

厳重に申して、次会に御質問の時間を
さくようにいたします。さよう御了
承願いたいと存じます。

それでは、本件に対する質疑はこの
程度にとどめまして、残余の質疑は後
日に譲ります。明日午前十時より、
連合審査会を、午後二時から社会労働
委員会を開会することといたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

昭和三十年七月十六日印刷

昭和三十年七月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局